

# 「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業 企画提案募集要領

## 1 趣 旨

「えひめの食TV番組（仮称）」の企画及び実施にあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要であることから、最も創造力、技術力、経済性、経験等に優れた事業者に業務を委託するため、プロポーザル（企画提案）方式で実施します。

## 2 事業の概要

えひめ愛フード推進機構では、地産地消を推進していくための各種取組みを実施しており、平成24年度から「えひめの食TV番組」の実施を通じて、県内において地産地消意識の向上を図るとともに、消費者に対して県産農林水産物を積極的にPRしています。平成30年度は、「愛」あるブランド産品を中心とした「旬の農畜産物の魅力」に焦点を当て、その情報をわかりやすく消費者に伝えることで、幅広い消費者の購買意欲拡大を図ります。

## 3 企画提案者の条件

(1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①県内に本社、支社、営業所を有すること。
- ②知事の審査を受け、平成29、30、31年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ④企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- ⑤企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①代表者は、前記（1）の①から⑤の資格要件を全て満たしていること。
- ②構成員は、前記（1）の③から⑤までの資格要件を満たしていること。

(3) 番組の企画、製作、実施にあたり、えひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめとの緊密な連携が可能である者

## 4 事業内容

別添『「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業仕様書』（以下、「仕様書」という。）を参照してください。

## 5 企画提案募集参加の手続き

本募集への参加を希望される会社は、以下の書類各1部を平成30年3月7日（水）17時15分までにえひめ愛フード推進機構事務局（愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課）に提出してください。なお、参加申込書の提出がない場合、企画提案書類が提出されても審査の対象とはなりませんので、ご注意ください。また、参加申込書の提出後、参加を辞退される場合は、その旨を事務局までご連絡ください。

- ①企画提案募集参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③委託業務共同企業体に関する書類（様式3およびその添付資料）
  - ・委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。
- ④協力を得る予定の業務内容および事業者（参考様式1）

- ・業務実施にあたり他の者の協力を得る予定の場合は、その業務内容及び協力事業者について、企画提案書とは別に提出すること。

⑤経歴書（参考様式2）

- ・委託業務の責任者に予定している人物の氏名及び過去の実績について、企画提案書とは別に提出すること。

## 6 企画提案書類の提出

仕様書に基づき、企画内容等の詳細を企画提案書に記載して次のとおり提出してください。

企画提案は各参加者1案のみとし、企画提案書は表紙、目次を除きA4判20ページ以内で作成し、別途見積書、資料等を添付してください。

なお、企画提案に要する経費は応募者の負担とし、提出された企画提案書類は返却しません。

### (1) 提出書類、提出先、提出期限、提出資料等

|                        |   |
|------------------------|---|
| ア 提出期限                 | 平成30年3月12日（月）17時15分   |
| イ 提出先                  | えひめ愛フード推進機構事務局（愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課）  |
| ウ 提出方法                 | 持参又は郵送  |
| エ 提出資料、<br>部数、<br>留意事項 | 1 企画提案提出書（様式4 1部、社印及び代表者印を押印のこと。）<br>2 企画提案書（4部）<br>3 見積書（1部）<br>4 会社概要（1部、既存資料でも結構です。） |

（注意）用紙は全てA4とすること。

### (2) 提出書類の著作権、情報公開

ア 応募者が提出した書類（以下「申請書類」という。）の著作権は、応募者に帰属します。ただし、えひめ愛フード推進機構は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくものとします。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て応募者の責任と費用負担で対応するものとします。

エ 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じることとしてください。

カ 申請書類は、情報公開により開示することがあります。

### (3) 応募にあたっての留意事項

ア 提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めません。ただし、えひめ愛フード推進機構から、内容不明点についての回答や追加資料の提出をお願いすることがあります。

## 7 見積書作成上の留意事項

見積書の金額はいずれも消費税を含む金額とし、次の点に留意して作成してください。

○見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載してください。

○見積額は、「9 契約内容等」に定める契約額の上限の額以内となるよう計上してください。

## 8 審査及び選定

### (1) 審査方法

応募者が複数となった場合には、企画提案書類に基づいて、選定審査会（内容に関するプレゼン及びヒアリング）を開催します。審査会では、次の審査基準に基づいて審査を行い、点数評価による総合的な審査を行った後、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定します。ただし、選定された企画提案については、契約にあたり内容の一部を変更する場合があります。

なお、応募者が1者のみの場合、書類審査をもって選定審査会に代えることがあります。

(2) 審査基準

提案内容（県産農畜産物のPRにつながっているか、購買意欲を高める企画か、インパクトを与えられるか、視聴率をとれる時間帯となっているか等）、効果（放送後の幅広い波及効果が見込まれるか）、経費（見積額が現実的、効果的かつ具体的か）等を総合的に審査します。

(3) 審査結果の通知

応募者には、採否の結果と採択者名を書面で通知します。

(4) 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外します。

- ア 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 企画内容が仕様書の要件に満たない場合
- オ その他不正な行為があった場合

## 9 契約内容等

- (1) 契約期間 採用された企画提案書の内容に従う。
- (2) 契約額の上限 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約方法 企画提案の採用者から見積書を徴し、契約を締結する。
- (4) 契約条件 別添『「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業委託業務契約書』参照。

## 10 平成29、30、31年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査に関する事項等

当該資格の審査に関する事項の照会先及び当該資格審査申請書の提出先

| 照会先及び提出先 申請者の住所   | 申請者の住所                                |
|---|---------------------------------------|
| 愛媛県出納局会計課用品調達係<br>〒790-8570 松山市一番町4-4-2<br>電話番号 089-912-2156  | 松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、県外          |
| 東予地方局 総務企画部総務県民課総務係<br>〒793-0042 西条市喜多川796-1<br>電話番号 0897-56-1300（内線205）<br>又は<br>東予地方局今治支局 総務県民室総務県民・防災対策グループ<br>〒794-8502 今治市旭町1-4-9<br>電話番号 0898-23-2500（内線 201） | 新居浜市、西条市、四国中央市、今治市、上島町                |
| 南予地方局 総務企画部総務県民課総務係<br>〒798-8511 宇和島市天神町7-1<br>電話番号 0895-22-5211（内線205）<br>又は<br>南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ<br>〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37<br>電話番号 0894-22-4111（内線 210）    | 宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町 |

## 11 法令の遵守

(1) 愛媛県個人情報保護条例の適用

本事業を実施するものには、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 14 条、

第 49 条及び第 50 条の規定により、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについて、愛媛県職員と同様の義務が課せられます。

(2) その他

上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守してください。

## 12 説明会の開催日時

本委託事業の内容についての説明会を次のとおり開催します。

○ 開催日時：平成 30 年 3 月 2 日（金）10：00～11：00

○ 開催場所：愛媛県庁 第二別館 5 階 第 4 会議室

なお、本説明会の出欠が審査に影響を及ぼすことは全くありませんので、念のため申し添えます。

（説明会に出席を希望される場合は、前日までに事務局に社名、参加人数をご連絡下さい。）

## 13 書類の提出先及び問い合わせ

えひめ愛フード推進機構事務局

【愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課（担当：地産地消グループ 松本、崎山）】

所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

電話：089-912-2541 FAX：089-912-2561

Email: [brand@pref.ehime.lg.jp](mailto:brand@pref.ehime.lg.jp)

(様式1)

# 参加申込書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構  
会長 中村 時広 様

住所  
法人名  
代表者職氏名 印

担当部署  
担当者職氏名  
電話・FAX番号  
Email

「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業企画提案募集要領に基づく企画提案募集に参加いたします。

(企業概要を添付のこと)

商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等についてA4版2頁程度にまとめたもの。

支社、営業所にあつては、営業歴を記載すること。

(様式 2)

# 誓 約 書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構  
会長 中村 時広 様

住 所  
商号または名称  
代 表 者  
電話・F A X  
印

下記の参加者の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 現在、愛媛県内に本社、支社、営業所を有しています。  
(支社、営業所の場合：参加申込書提出期限において1年以上の営業歴を有しています。)
- 2 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当していません。
- 3 現在、愛媛県からの入札参加資格停止期間中ではありません。
- 4 現在、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立ておよび破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしていません。

- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成
- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員で様式3も作成

(様式 3)

## 委託業務共同企業体参加資格者誓約書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構  
会長 中村 時広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所  
(代表者)

商号または名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号または名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書および指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式 3-1) (別紙)

## 委 任 事 項

- 1 「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託に関し、当共同企業体を代表して委託者である「えひめ愛フード推進機構」と折衝する権限
- 2 入札および見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金および前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印



(様式 3-2) (例示)

## 委託業務共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) えひめ愛フード推進機構発注に係る、「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第 3 条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第 1 条に規定する業務の委託契約の履行後 3 箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第 1 条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号または名称  
代 表 者

住 所  
商号または名称  
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第 6 条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同企業体の代表者は、第 1 条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

|            |   |
|------------|---|
| 商号または名称    | % |
| 商号または名称    | % |
| (以下構成員を列記) | % |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第 12 条 共同企業体は、第 1 条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が 欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第 1 条に規定する業務を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。

ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産または解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退もしくは除名された場合または代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 19 条 共同企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、「えひめの食 TV 番組 (仮称)」企画及び実施事業業務委託共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所  
商号または名称  
代 表 者 印

住 所  
商号または名称  
代 表 者 印  
(以下構成員を列記)

(様式4)

「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業 企画提案提出書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構  
会長 中村 時広 様

住所  
法人名  
代表者職氏名 印

担当部署  
担当者職氏名  
電話・FAX番号  
Email

「えひめの食TV番組（仮称）」企画及び実施事業企画提案募集要領に基づく企画提案応募書類を、下記のとおり提出します。

記

- |   |       |    |
|---|-------|----|
| 1 | 企画提案書 | 4部 |
| 2 | 見積書   | 1部 |
| 3 | 会社概要  | 1部 |

(様式 4-1)

## 業 務 実 績 表

| 業 務 名 | 委託者名 | 契約金額<br>(単位：百万円) | 実施年度 | 業 務 概 要 |
|-------|------|------------------|------|---------|
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |
|       |      |                  |      |         |

※ 貴社における、国もしくは他県の自治体での同様なPR業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務の受注実績について記入して下さい。

※ 業務実績については、委託契約書の写しを添付して下さい。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。

※ 共同企業体の場合は、受託者名を業務名称の下に( )内書きするか、構成員ごとに作成して下さい。

(参考様式 1)

## 協力を得る予定の業務内容および事業者

| 協力を得る業務内容 | 予定事業者                            |
|-----------|----------------------------------|
|           | 商号または名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号または名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号または名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号または名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |
|           | 商号または名称<br>代 表 者<br>住 所<br>連 絡 先 |

(参考様式2)

# 経 歴 書

(委託業務の責任者)

| 氏名   | (年齢 ) | 所 属   | これまでの主な業務実績 |
|------|-------|-------|-------------|
| 在職期間 | 勤 務 先 | 役 職 等 |             |
|      |       |       |             |